

特定非営利活動法人さいたま起業家協議会 会員規程

入会申込書 (様式第1号)

退 会 届 (様式第2号)

変 更 届 (様式第3号)

【問い合わせ先】

特定非営利活動法人さいたま起業家協議会

〒338-0013

埼玉県さいたま市中央区鈴谷2丁目794番地 Mio 浦和

TEL : 048-851-7566

FAX : 048-856-9746

E-Mail : info@saitama-kk.org

特定非営利活動法人さいたま起業家協議会会員規程

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人さいたま起業家協議会定款第2章(会員)の規定に基づき、特定非営利活動法人さいたま起業家協議会(以下「協議会」という。)の会員に関して、必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 会員として入会を希望する個人又は法人及び団体(以下「団体等」という。)は、別紙様式1「入会申込書」により、理事長に申し込まなければならない。

2 理事長は、前項の申し込みを受理したときは、入会の承認について、特定非営利活動法人さいたま起業家協議会理事会(以下「理事会」という。)に意見を求めるものとする。

3 理事会は、第1項の規定に基づき入会の申し込みのあった団体等について、次の各号に定める基準により審査を行い、理事長に意見を提出するものとする。

(1) 協議会の目的に賛同し、これを援助する意思を有する団体等であること

(2) 会員と協調して協議会活動に参加する意思を有する団体等であること

(3) 営業許可が必要な施設については許可を受けている団体等であること

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)等反社会的団体に属していない団体等であること

(5) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団準構成員(暴力団員以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力するものをいう。)でないこと

(6) 法令等に反する行為を行なっている団体等でないこと

4 理事長は、前項の審査会の意見を踏まえて、入会承認の判断を行う。

5 理事長は、前項に基づき入会を承認したときは、理事会に報告するものとする。

6 前項の手続きにより入会を認められたときは、速やかに会費等を請求するものとする。

(優待)

第3条 会員は、協議会が主催する各種会合、イベント等への参加及び協議会発行のニュースレター等の配布を受けることができる。

(会費)

第4条 会費は、別途入会申込書記載の費用とし、会員は、毎年4月に年1回、協議会の請求により会費を納入しなければならない。ただし、新規入会のときは、入会承認の月より次回請求までの月割りとする会費を速やかに納入するものとする。

2 個人会員及び法人会員の定義は次のとおりとする。

個人会員：①個人事業主 ②非開業個人 ③会社等法人組織の従業員又は役員
(代表権なし)

法人会員：会社等法人組織の代表者 この場合、役員等1名までは参加可能

3 個人が法人の代表者になった場合、または法人の代表者が個人になった場合は、速やかに協議会所定の変更届を提出し、翌年度より変更後の会費を納入するものとする。

4 所在地、名称等変更届記載の事項に変更があった場合も、速やかに事務局宛変更届を提出するものとする。

(会費の使途)

第5条 前条の会費は、毎事業年度における各種事業及び運営費用等に充当するものとする。

(会費の免除)

第6条 会員から、止むを得ない理由をもって「会費の免除」の届出があった場合、理事会の承認を得て、会費の全部又は一部を免除することができる。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、理事会の決定をもって、その資格を喪失する。

- (1) 所定の退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第8条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、理事会において理事総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款、規則に違反したとき。
- (2) 協議会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(退会及び変更)

第9条 会員は、別紙様式2「退会届」を提出することによって退会することができる。

2 会員は、会員として登録されている内容に変更があったときは、別紙様式3「変更届」により届出なければならない。

(会費の不返還)

第10条 既納の入会金、会費等については、理由のいかんを問わず返還しない。

(会員規程の変更)

第11条 協議会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決をもって本規程を変更することができる。その効力はすべての会員に及ぶものとする。なお、本規程の改定及び変更は、会員へ通知しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月2日から実施する。